

BSE 関係飼料規制の遵守状況（令和 3 年度）

食品健康影響評価に係る補足資料の提出依頼について（令和 6 年 5 月 30 日付け府食第 381 号）による要請に基づき、令和 3 年度の BSE 関係飼料規制の遵守状況（①輸入飼料に係る交差汚染の防止、②販売業者に対する規制の徹底、③牛飼育農家に対する規制の徹底及び④製造段階における規制の徹底）を取りまとめた結果は以下のとおり。

1 輸入飼料に係る交差汚染の防止

飼料安全法に基づく輸入業者からの届出により、輸入飼料に反すう動物由来たん白質が使用されていないことを確認している。令和 3 年度は、輸入された飼料 14 点（別表 1）について、（独）農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）で検査した結果、牛由来たん白質は検出されなかった。

2 販売業者に対する規制の徹底

都道府県が、飼料又は飼料添加物の販売事業場（15, 205 か所）に対する検査を 564 件実施したところ、法令違反につながる可能性のある不適合が 2 件あった（別表 2 の 1）。

当該不適合の内容は、帳簿の記載内容の不備（1 件）及び牛用飼料の分離保管の不備（1 件）であり、帳簿の適切な整備の改善指導を行い、必要な是正措置が講じられた。

なお、当該不適合を端緒とした保管場所における牛用飼料への混入等は確認されなかった。

3 牛飼育農家に対する規制の徹底

都道府県が、牛飼育農家（58, 882 戸）に対する検査を 3, 612 件実施したところ、法令違反につながる可能性のある不適合は認められなかった。

4 製造段階における規制の徹底

FAMIC 及び都道府県が、飼料等製造事業場（3, 569 か所）に対する検査を 393 件（FAMIC：195 件、都道府県：198 件）実施したとこ

ろ、法令違反につながる可能性のある不適合が3件（いずれもFAMIC）あった（別表2の3）。

当該不適合の内容は、新たに追加した原料収集先との契約の未締結（1件）及び大臣確認を受けた魚粉の製造工程に係る変更確認申請の不備（2件）であり、立入検査時に改善指導を行い、是正済みである。

なお、当該不適合を端緒として、飼料安全法第3条第1項の規定による基準又は規格に適合しない飼料が製造された事例はなかった。

○ 輸入飼料の検査点数（令和 3 年度）

飼料の種類	検査点数
混合飼料 単体飼料	(1 4 点) (0 点)
米国産 フランス産 英国産 スイス産 中国産 ブラジル産 ブルガリア産	6 点 3 点 1 点 1 点 1 点 1 点 1 点
合 計	1 4 点

注) 輸入魚粉については、動物検疫所が検査しており、輸入魚粉から魚介類以外の動物由来たん白の混入が認められた場合は輸入停止。

○ 販売業者等における不適合事例（令和3年度）

1 販売業者（2件）

該当する不適合事例の種類		概要（是正措置等）
帳簿の備付けの不備	1件	仕入先の未記載
飼料等の保管、輸送等における取扱いの不備	1件	A飼料とB飼料の分離保管が不十分

2 牛飼養農家（0件）

3 製造業者（FAMIC）（3件）

該当する不適合事例の種類		概要（是正措置等）
大臣確認手続きの不備	3件	原料収集先と未契約（1件）、変更確認申請を行わずに魚粉の製造工程を変更（2件）

4 製造業者（県）（0件）

注) 1. 「A飼料」とは、飼料等及びその原料のうち、農家において反すう動物（牛、めん羊、山羊及びしか）に給与される又は可能性のあるものとして、動物由来たん白質が混入しないように取り扱われるものをいう。

2. 「B飼料」とは、飼料等及びその原料のうちA飼料以外のものをいう。

BSE 関係飼料規制の遵守状況（令和 4 年度）

食品健康影響評価に係る補足資料の提出依頼について（令和 6 年 5 月 30 日付け府食第 381 号）による要請に基づき、令和 4 年度の BSE 関係飼料規制の遵守状況（①輸入飼料に係る交差汚染の防止、②販売業者に対する規制の徹底、③牛飼育農家に対する規制の徹底及び④製造段階における規制の徹底）を取りまとめた結果は以下のとおり。

1 輸入飼料に係る交差汚染の防止

飼料安全法に基づく輸入業者からの届出により、輸入飼料に反すう動物由来たん白質が使用されていないことを確認している。令和 4 年度は、輸入された飼料 11 点（別表 3）について、（独）農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）で検査した結果、牛由来たん白質は検出されなかった。

2 販売業者に対する規制の徹底

都道府県が、飼料又は飼料添加物の販売事業場（15,442 か所）に対する検査を 687 件実施したところ、法令違反につながる可能性のある不適合が 3 件あった（別表 4 の 1）。

当該不適合の内容は、帳簿の記載内容の不備（2 件）及び飼料等の保管、輸送等における取扱いの不備（1 件）であり、帳簿の適切な整備、牛等への給与飼料と鶏・豚等への給与飼料の区分保管の徹底の改善指導を行い、必要な是正措置が講じられた。

なお、当該不適合を端緒とした保管場所における牛用飼料への混入等は確認されなかった。

3 牛飼育農家に対する規制の徹底

都道府県が、牛飼育農家（56,146 戸）に対する検査を 3,732 件実施したところ、法令違反につながる可能性のある不適合は認められなかった。

4 製造段階における規制の徹底

FAMIC 及び都道府県が、飼料等製造事業場（3,662 か所）に対する

検査を420件（FAMIC：197件、都道府県：223件）実施したところ、法令違反につながる可能性のある不適合が6件（FAMIC：4件（別表4の3）、都道府県：2件（別表4の4））あった。

不適合の内容は、新たに追加した原料収集先との契約の未締結（2件）、大臣確認を受けたチキンミールの製造工程に係る変更確認申請の不備（1件）、表示の不備（2件）及び帳簿の備付けの不備（1件）であり、原料収集先との契約締結、適合確認変更申請の徹底、適切な表示及び帳簿の適切な整備の徹底の改善指導を行い、必要な是正措置が講じられた。

なお、当該不適合を端緒として、飼料安全法第3条第1項の規定による基準又は規格に適合しない飼料が製造された事例はなかった。

○ 輸入飼料の検査点数（令和 4 年度）

飼料の種類	検査点数
混合飼料 単体飼料	(1 0 点) (1 点)
米国産 イタリア産 タイ産 中国産 フランス産 ブルガリア産	6 点 1 点 1 点 1 点 1 点 1 点
合 計	1 1 点

注) 輸入魚粉については、動物検疫所が検査しており、輸入魚粉から魚介類以外の動物由来たん白の混入が認められた場合は輸入停止。

○ 販売業者等における不適合事例（令和4年度）

1 販売業者（3件）

該当する不適合事例の種類		概要（是正措置等）
帳簿の備付けの不備	2件	帳簿の保存の不備
飼料等の保管、輸送等における取扱いの不備	1件	A飼料とB飼料の分離保管が不十分

2 牛飼養農家（0件）

3 製造業者（FAMIC）（4件）

該当する不適合事例の種類		概要（是正措置等）
大臣確認手続きの不備	3件	原料収集先と未契約（2件）、変更確認申請を行わずにチキンミールの製造工程を変更（1件）
表示の不備	1件	動物由来たん白質の表示票の不備

4 製造業者（県）（2件）

該当する不適合事例の種類		概要
帳簿の備付けの不備	1件	帳簿の保存不備
表示の不備	1件	A飼料である旨の表示の不備

注) 1. 「A飼料」とは、飼料等及びその原料のうち、農家において反すう動物（牛、めん羊、山羊及びしか）に給与される又は可能性のあるものとして、動物由来たん白質が混入しないように取り扱われるものをいう。

2. 「B飼料」とは、飼料等及びその原料のうちA飼料以外のものをいう。